

奈良県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和七年二月四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
藤村 浩隆	ふじむら接骨院 橿原市御坊町九 六一一―A	(所在地) 橿原市八木町一― 七一二 五味ビル 一階	(所在地) 橿原市御坊町九 六一一―A	令和七年一 月五日